

議案第61号「三田市まちづくり基本条例の制定について」  
に対する附帯決議

三田市まちづくり基本条例は、その前文に明定されているとおり、心のふれあう豊かな地域社会を実現するため、市民、市議会、市長等の総意として、それぞれが責任を果たしながら協働してまちづくりに取り組み、市民主体のまちづくりを進める拠りどころとして定めるものである。

この市民主体のまちづくりを進めていくにあたり、この条例の策定経過にあつて、これまでに多くの市民の皆様積極的に関わりをいただき策定できたことは大変意義深く、今後、この条例の施行、運用にあつても、これまでの真摯な議論をしっかりと踏まえ、真に実効性のある条例とするための不断の努力が求められるところである。こうしたことから、本条例の施行、運用にあたり、以下の点について特段の取組みを求めるものである。

- 1 本条例の趣旨や内容を市民と共有することが最も重要であり、そのためのあらゆる取組みを早期に行うこと。特に、その際には、わかりやすい情報提供や説明に努め、市民の十分な理解を得ることに最大限配慮すること。
- 2 本条例において、別に定めるとされている条例及び本条例の策定委員会から示された課題については、その重要性を認識し早期に取り組むこと。とりわけ、地域コミュニティの在り方については、市民自治、市民主体のまちづくりの推進における根幹的課題であるので、早期かつ慎重な取組みを図ること。
- 3 三田市のまちづくりにおける本条例の位置付けを認識し、既定の例規の点検をはじめ、新しく制定する例規にあつては、その整合性を図ること。

以上、附帯決議とする。

平成24年6月22日

まちづくり基本条例検討特別委員会